

申請枠区分

活動支援枠

申請ステータス

年度 2025 年 年度回数 1 回/次 回

申請書SharePoint

団体情報から転記

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■ 申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

特定非営利活動法人YNF

団体代表者 役職・氏名

代表理事・江崎太郎

分類

法人番号

4290005016942

団体コード

申請団体の住所

福岡市西区生の松原一丁目17-7-301

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシ
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について
<input type="text"/>
(2)公正な事業実施について
<input type="text"/>
(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
<input type="text"/>
(4)情報公開について（情報公開同意書）
<input type="text"/>
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
<input type="text"/>

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
団体名	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書【2024年度 活動支援団体】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須入力セル	申請時入力不要
任意入力セル	

基本情報

申請団体	活動支援団体		
活動支援団体	事業名(主)	住まいの再建支援担い手育成事業	
	事業名(副)		
	団体名	特定非営利活動法人YNF	コンソーシアムの有無
			なし
支援対象区分	②民間公益活動を実施する担い手育成		
支援内容分野1	A事業実施		
支援内容分野2	B組織運営		
支援内容分野3	C広報・ファンドレイジング		
支援内容分野4			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野		
○ (1) 子ども及び若者の支援に係る活動	○ ① 経済的困難など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	
	○ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	
	○ ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援	
	○ ④ その他	
	○ (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	○ ④ 働くことが困難な人への支援
		○ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
		○ ⑥ 女性の経済的自立への支援
		○ ⑦ その他
		○ (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
○ ⑨ その他		
○ (4) その他の解決すべき社会の課題		
大規模災害リスクのある地域における担い手の育成		

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
11.住み続けられるまちづくりを	11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	大規模災害リスクのある地域における担い手を育成することにより、地域での防災意識が高まり被災しないための行動を起こせるようになること、また、被災時において一人一人に寄り添った支援を行えるようになることで、脆弱な立場にある人々も含め、安心して暮らせる社会につなげていく

I. 団体概要

(1) 設立目的・理念	97/200字
災害における被災者に対して、一人一人に寄り添った支援活動に関する事業を行い、また超高齢化社会における共生社会づくりを通して、新たな防災の形を推進していくことで社会全体に寄与することを目的とする。	
(2) 団体の主な活動	144/200字
①被災者の生活再建に関わる支援事業②災害救援や、市民活動などを題材にした講演等の事業③まちづくりにおける災害支援に関する啓発、人材交流、情報ネットワーク促進事業④ICTを活用した災害支援に関する事業⑤被災地等における雇用機会の拡充を支援する事業⑥その他当法人の目的を達成するために必要な事業	

II. 事業概要

		契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です。
実施時期	(開始) 2026/1/1	(終了) 2028/12/31	対象地域 全国
事業概要	<p>本事業は、災害後の住まい暮らしの再建を地域内で柔軟に支える「受け皿」を、地域の社会福祉法人等を担い手として育てていくための人材・組織育成プログラムである。近年の被災地では、住まいの再建を担える人材や法人が不足し、支援の受け皿がないこと、また地域に根ざす福祉法人も介護・障害等の制度事業に偏り災害対応力が未整備であることが課題となっている。単なる「つなぐ支援」では限界があることが明らかであり、そこで本事業では、建築・法律・福祉など多分野の専門職が協働する「住まいの再建支援」の実践知をプログラム化し、地域の社会福祉法人等がその担い手となることを目指す。加えて、弁護士や建築士等の専門家とのネットワーク構築を各地で進める。特に1年目はプログラムの土台づくりとして、支援設計のモデル化、研修カリキュラムの設計、研修用動画教材の制作に取り組む。動画教材は、研修の標準化と後からも学べる仕組みを可能にする点でリアル研修にない強みを持つ。2年目以降は、選定団体との実証事業を通じて伴走支援や協働の仕組みを具体化し、制度的・非制度的な受け皿形成が可能な状態を目指す。3年目には成果の定着と持続可能な体制整備、他地域への横展開や制度提言を視野に入れ、住まいの再建支援の専門性と方法論を社会に定着させていく。なお、研修用動画教材はNHKエンタープライズへ外部委託し、被災地の実写素材や専門職のケース解説を用いて、いつでも・何度でも学べる標準化された学習機会を提供する。並行して、各法人で日常業務と災害対応の共通項を抽出し、過不足を可視化するワークショップ(WS)を実施し、役割分担・業務フローの改善に着手する。さらに、他地域災害への応援参加に向けた人材登録と相互支援ネットワークを整備し、他地域でのOJTで実装度を高める。短期成果として教材完成・視聴数、WS記録、計画・ツール等の更新を検証する。</p>		
795/800字			

III. 事業の背景・課題

(1) 支援対象団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景	993/1000字
<p>本事業が想定する支援対象団体は、主に地域で福祉事業を担う社会福祉法人等である。こうした団体は、地域に根ざした信頼関係や継続的な人的資源、制度運用の実務能力などを有しており、本来であれば災害発生時にも重要な役割を果たすことが期待されるが、実際にはいくつかの構造的な課題を抱えている。</p> <p>第一に深刻なのは、「人材不足と業務過多」である。多くの法人がすでに通常業務だけで職員配置に余裕がない。そのため「災害時の派遣」や「地域外での支援活動」を考える余裕は組織的にも心理的にも乏しく、やりたくても動けない現実が存在している。</p> <p>第二に、「災害支援に関する専門性と制度理解の不足」がある。災害支援の現場では、制度の運用経験だけでは対応できない柔軟な判断や、連携構築の力が求められる。特に「住まいの再建支援」は、被災者の生活課題や家族構成、財産状況、制度の適用有無などが複雑に絡み合う領域であり、福祉・建築・法務の多分野協働が不可欠である。しかし、従来の福祉法人の教育や経験の中には、こうした災害時の専門性を身につける機会が乏しい。</p> <p>第三に、制度に依存した支援体制の限界がある。福祉法人の多くは、制度内の枠組みを前提としたサービス提供に特化しており、制度外にあるニーズや緊急対応、柔軟な関係支援に慣れていない。しかし災害支援では、制度の狭間にある被災者への支援に対応できる柔軟性が求められる。そのギャップが「支援できない/しない」理由となってしまうことがある。</p> <p>さらに、近年の災害支援の現場では「つなぐ」支援が万能ではないという課題も浮き彫りになっている。制度や支援団体に被災者をつなげようとしても、そもそも「つなぎ先」が存在しない、または既存制度が受け入れを拒んでしまうようなケースも少なくない。そうした状況においては、支援対象団体自身が「つなぎ先そのもの=受け皿」を地域に創出する力を持つ必要がある。</p> <p>このように、支援対象団体は災害時における重要なプレイヤーでありながら、「人材不足」「体制未整備」「支援の硬直化」「制度偏重」といった課題に直面することが想定され、改善を図るには単発的な研修では克服が難しい。本事業では、そうした課題の本質をふまえ、繰り返し学べる動画教材と伴走支援を組み合わせて内発的な変化を促し、さらに弁護士・建築士等の専門職との協働を通じて制度横断的な視点の醸成を支援していく。</p>	
(2) 課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取組状況	317/400字
<p>災害時の被災者支援体制として、内閣府(防災担当)による「災害ケースマネジメント」の導入が進められ、また平時においては「重層的支援体制整備事業」による包括的支援の枠組みづくりが進められている。また、福祉分野ではD-WAT(災害派遣福祉チーム)等の仕組みも制度化されている。</p> <p>しかしながら、これらは災害発生時に求められる柔軟で機動的な対応、特に住まい暮らしの再建を支える支援にまでは十分に対応できていない。</p> <p>また、包括支援センターや社会福祉協議会が中核となる体制も一部で試みられてきたが、定着や全国展開には至っていない。こうした中で、地域内に自ら「受け皿」を創出できる人材や組織の育成が、制度の隙間を埋める持続的な支援の鍵となっている。</p>	
(3) 休眠預金等交付金に係る資金の活用により本事業を実施する意義	353/400字
<p>本事業は、制度の狭間にある被災者支援を担う新たな担い手を育成し、地域内に「支援の受け皿」を創出することを目的としている。このような取組は、既存の制度的枠組みの中では実現が難しく、既存事業の延長ではない社会的投資を必要とする領域である。</p> <p>特に、災害時に対応できる人材を平時から育てる仕組みや、住まいの再建といった複雑で多分野にまたがる支援領域に対するアプローチは、従来の福祉制度や防災事業のいずれにも取まらせない。本事業は、そうした「制度外の実践知」を開発し、モデル化・共有することを目指しており、社会的インパクトの大きな挑戦である。</p> <p>こうした先駆的かつ非営利性の高い事業に対し、休眠預金等交付金のような公共性と柔軟性を兼ね備えた資金を活用することは、制度と実践のギャップを埋める極めて重要な意義を持つ。</p>	

IV.活動支援プログラムの内容

(1)支援対象団体の区分	②民間公益活動を実施する担い手育成 (2)支援対象団体数	3~5
--------------	------------------------------	-----

(3)-1 支援対象団体の活動地域・分野・内容	356/400字
-------------------------	----------

本事業の支援対象団体は、全国を対象に公募し、各地の社会福祉法人等から5団体前後を選定する予定である。これらの団体は、地域に根ざした活動基盤を持ち、主として介護、障がい福祉、生活困窮、子育て支援等の分野で平時の福祉サービスを行っていることを前提とする。
災害時には、既存の専門性やネットワークを活かしつつ、制度の狭間にある生活課題や、仮住まい、住まいの再建にかかわる個別支援を展開することが期待される。支援内容は、相談対応、訪問支援、制度調整、住宅再建の助言、他分野との連携調整など多岐にわたる。
活動地域の設定は各団体の判断に委ね、被災地域への広域派遣型でも、自地域での受援型でもよいものとする。地域資源や人的資本との連携を前提に、それぞれの特色を活かした「再建支援の受け皿」となることを重視して選定・支援する。

(3)-2 支援対象団体の組織形態・規模・組織の成長ステージ	377/400字
--------------------------------	----------

本事業の支援対象団体は、主に社会福祉法人等を想定している。介護・障がい・生活困窮など、平時から福祉サービスを提供しており、すでに一定の事業実績と運営基盤を有していることが前提である。具体的には、複数の事業所を展開し、数十名以上の職員を有する中規模以上の法人を想定している。
組織の成長ステージとしては、「安定運営から新たな展開段階への移行期」にある団体を重視する。すでに地域における一定の信頼と体制を築いている一方で、災害時支援や制度外ニーズへの対応、他分野連携といった新たな役割を模索し始めているような団体が本事業の目的と合致する。
新設・立ち上げ間もない団体ではなく、地域福祉の中核として継続性・信頼性を持ち、災害時にも実動可能な職員配置や判断力を持ちうる組織が対象である。その上で、再建支援という新たな役割を担う意思と準備がある団体を選定していく。

(4)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム）	191/200字
--	----------

支援を受けた団体は、災害時に制度の狭間にある課題へ柔軟に対応できる「再建支援の受け皿」として地域に根付き、住まいや暮らしの再建を支える実践を担うようになる。これにより、「つなぐ支援」だけでなく、制度外も含めた「支える仕組み」が地域に実装され、生活再建の包括的支援が可能となる。中長期的には、再建支援という分野そのものの専門性と社会的認知が高まり、全国的な展開や制度化への基盤となる。

(5)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的）	50/100字
---	---------

活動支援プログラムの目的	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
災害時に住まいの再建支援を担える地域福祉法人を育成し、制度内外を支える「受け皿」機能の実装を目指す。		プログラム参加法人数、各法人における災害対応研修・教材活用の実施数、職員の災害対応スキル到達度（アンケート評価）など。		災害時支援を本業外と捉え、支援スキルや体制、連携ノウハウが法人内にほとんど蓄積されていない状態。				法人内に災害対応の人材・支援体制・連携ネットワークが整い、再建支援の担い手として活動できる状態。	

(5)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標）	
------------------------------	--

短期アウトカム	100字	指標	100字	モニタリング指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
各支援対象法人において、災害支援に関する研修が定期的実施される。		実施された災害支援研修の回数と参加者数		○		災害支援を想定した研修機会や職員教育が実施されていない				災害時支援を視野に入れた職員研修が継続的に実施されている	
災害対応や住まいの再建に関する教材・プログラムが現場で活用される。		教材（動画・マニュアル等）の閲覧・活用ログ（配布件数・視聴数）		○		住まいの再建に関する教材・プログラムが存在しない				教材が現場職員間で共有され、実際に相談支援や現場判断に活用されている	
災害時に求められる視点や制度理解に関する職員の意識変化が見られる。		研修前後でのアンケートによる意識・理解度の変化（定量スコア）		○		職員が災害時支援に必要な法制度や住まい支援の基礎を把握しておらず、意識が低い				災害時における自法人の対応方針・担当体制に関する方針が策定されている	
各法人で災害時支援に向けた簡易なアクションプランや役割分担の構想が形成される。		各法人による支援方針（アクションプラン）案の策定有無と記載内容		○		福祉業務が制度中心となっており、柔軟な“非制度的支援”への認識が弱い				職員が制度横断的な支援（住まい、生活、法制度等）への理解と対応意識を持ち始めている	
法人内で「支援の硬直化」を避ける柔軟な発想の重要性について共通理解が深まる。		事務局によるフォローアップ時のヒアリング記録件数		○		制度中心の支援提供に留まっており、支援が硬直化している				支援活動における柔軟な実践（例：制度外支援、住環境の改善支援など）が試行されている	

(5)-3 アウトプット（活動の実施により生み出された結果）	100字	指標	100字	モニタリング指標	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
--------------------------------	------	----	------	----------	------	------------	------	------------	------

プログラム開発・教材制作		制作完了した教材の種類数（動画・マニュアル・評価ツール等）		○				動画教材10本程度（延べ120分程度）、マニュアル2種以上、評価ツール1種以上が完成し配布済	
対象法人向け研修		実施回数、延べ参加人数		○				年間2回以上、延べ参加者50名	
伴走支援ミーティング		実施回数(法人ごと)		○				法人ごとに年間3回以上実施	
アクションプラン策定		策定完了法人の数		○				全5団体で策定完了	
成果共有イベント		開催回数、参加者		○				中間・最終で各1回開催、各回参加者30名	
情報発信		発信件数（記事・報告書・事例集等）		○				期間中に3件以上発信	

V. 支援対象団体の募集/選定

(1) 募集方法や案件発掘の工夫	145/200字
<p>全国公募（説明会付）を基本に、一次は簡易フォーム＋自己評価、二次は経営層同席の面談で意欲と実装性を確認。当団体が持つネットワーク等からの推薦や被災地現場からの紹介も併用。応募負荷を下げるため事前相談窓口を設置し、地域バランス・分野多様性を配慮。名ばかり連携回避のため実務参加要件を明示する。</p>	
(2) 休眠預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保	151/200字
<p>既存関係先を含む応募団体の取扱い、YNFの利益相反規程に基づき対応する。応募時に過去の取引や関係性を自己申告してもらい、必要に応じて事務局で確認する。利害関係がある場合は、該当する職員や関係者が選定判断に関与しないようにし、選定経過と結果は書面で記録・保存することで、選定の公正性と透明性を確保する。</p>	

VI. 主な実績と実施体制

(1) 専門性・強み	277/400字
<p>YNFは、熊倉半島地震において珠洲市で被災者見守り支援事業を実施し、在宅・仮設住宅訪問、制度調整、弁護士・建築士派遣による相談支援など、多分野連携型の支援を構築してきた。特に「住まいの再建支援」において、弁護士会・建築士ネットワークと連携し、地域に受け皿を創出するモデルは全国的にも先進的である。 また、平時から社会福祉法人や地域団体、NPO等と連携し、災害対応人材を福祉分野に内包する取組みを継続しており、制度外支援を含む柔軟な実践力を有する。被災者支援を「住まいの再建」を重視した活動実績と、ロジックモデルに基づく事業設計・評価のスキルが強みである。</p>	
(2) 支援実績と成果	676/800字
<p>YNFは、令和6年熊倉半島地震において、珠洲市を拠点に長期的な被災者見守り支援事業を展開している。行政委託事業として「被災高齢者等把握事業」（2～6月）、その後「被災者見守り・相談支援事業」を受託し、全戸規模の調査とフォローを組み合わせた活動を行い、延べ数千世帯に及ぶ訪問・調査・支援を実施している。 また、弁護士会・建築士との連携による派遣型相談支援を確立し、住宅再建や制度利用に関する専門相談を現場で直接提供したことが挙げられる。これは「住まいの再建支援」を中核に据えた全国的にも先進的なモデルであり、制度の狭間にある課題解決を実現する取り組みとなった。 局所的な災害にも設立以来、対応を続けており、制度外ニーズにも柔軟に対応し、経済的に余裕がない世帯への修繕支援、継続や回復を前提としない移動支援、ゴミ屋敷の清掃といった、従来の制度や専門領域の枠に収まらない支援も展開した。これにより、支援者が専門分野へのこだわりから硬直化するリスクを回避し、地域の多様なニーズに応える基盤が形成すると同時に、被災者が地域での暮らしを取り戻す上で大きな効果を上げている。 これらの経験を通じて、YNFは「つなぐ支援」だけでは不十分であり、「つなぎ先＝受け皿」を地域内に創出することの重要性を実証した。現場で培った訪問・調査・相談支援のノウハウ、専門職連携の運営手法、制度外支援や修繕支援の具体的事例は、他地域への横展開が可能な知見として蓄積されている。これらは本事業において、福祉法人等が災害時に柔軟かつ持続的に支援を担える体制を構築するための重要な資源となる。</p>	
(3) 支援ノウハウ	358/400字
<p>YNFは、熊倉半島地震での現場活動を通じて、被災者支援における「受け皿づくり」の実践知を体系化してきた。まず、全戸訪問や電話調査により世帯状況とニーズを網羅的に把握し、その情報をもとに制度内外の資源につなぐだけでなく、地域内に不足している支援機能を生み出す手法を確立した。特に、弁護士・建築士との派遣型相談支援は、住宅再建や権利擁護の課題に現場で即応するモデルとして機能している。 また、制度外支援（移動支援、衛生改善、修繕支援等）への対応も行うことで、支援の硬直化を防ぎ、多様なニーズへの柔軟なアプローチが可能としている。さらに、連携体制構築、記録管理、情報共有の仕組みを簡潔かつ実践的に運用するノウハウも蓄積している。こうした知見は、福祉法人等が災害時に自ら支援を設計・実施できる体制を育成する本事業に直結する。</p>	
(4) 実施体制	395/400字
<p>本事業は、YNFの統括（代表理事）1名、実践者（リーダークラス＋補助）2名、事務1名の計4名を中核とする。統括は事業全体の進行管理・方針決定・連携調整を担い、実践者は研修設計・講師・伴走支援・受け皿設計ワーク等の実務を担当する。事務は公募運営、会計・契約、資料作成、進捗管理、記録保存を行う。 動画教材の制作は外注とし、過去に災害ケースマネジメントに関する番組を制作した経験を持つディレクターを起用することで、現場感と専門性を兼ね備えた高品質な教材を確保する。必要に応じて外部専門家（弁護士、建築士）を招聘し、法的・技術的助言や研修支援、事例レビューを実施する。評価アドバイザーは成果指標の設計や中間・最終評価レビューを行い、事業の客観性を担保する。 オンライン・現地双方での活動を組み合わせ、全国の支援対象法人と密に連携し、地域に持続可能な「住まいの再建デザイン支援」の担い手を育成する。</p>	
(5) コンソーシアム利用有無	なし

(6) 従事者の当該分野における専門性・実績等（3名）			
氏名	役割・役職	実績・資格等	
江崎太郎	代表理事・統括	2016年熊本地震にて被災者の生活再建支援に携わった後、2017年に任意団体YNFを設立、代表に就任。 以降、平成29年九州北部豪雨、平成30年西日本豪雨、令和2年7月豪雨、熊倉地震などで被災者支援に従事。 日本災害復興学会理事、復興支援委員会委員長等も務める。	131/200字
古賀幸	理事・事務局長・事務全般	YNF設立以降、団体運営に関する事務全般を所管。	24/200字
■■■■	■■■■	■■■■	68/200字
新規募集予定	リーダー補助		0/200字
■■■■	■■■■	■■■■	66/200字

(7) ガバナンス・コンプライアンス体制	393/400字
<p>本事業は、YNFの定款・諸規程に基づき、理事会および代表理事の責任のもとで実施する。事業運営にあたっては、会計規程、情報管理規程、利益相反規程を適用し、資金管理・契約・選定・記録保存の各プロセスにおいて透明性と説明責任を確保する。意思決定は、事務局会議（月1回）と必要に応じて臨時会議で行い、重要事項は理事会で承認を得る。利益相反が懸念される案件では、関係者を審議・決定プロセスから外し、記録に残す。コンプライアンス面では、関係職員・外部協力者に対し、個人情報保護・ハラスメント防止・守秘義務・安全管理の研修を事業開始前に実施する。また、個人情報や機微情報は最小限の収集・保存期間の明確化・匿名化を原則とし、アクセス権限管理や多要素認証による情報セキュリティを徹底する。事業評価の結果や会計報告は外部にも公表し、資金提供者や地域関係者に対して適時説明を行うことで、社会的信頼を担保する。</p>	

資金計画書

バージョン
(契約締結・更新回数)

事業種別	2025年度活動支援	
事業期間	2026/01/01 ~ 2028/12/31	
活動支援団体	事業名	住まいの再建支援担い手育成事業
	団体名	特定非営利活動法人 Y N F

	助成金
事業費	48,650,000
直接事業費	45,067,099
管理的経費	3,582,901
評価関連経費	1,350,000
合計	50,000,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	1,337,783	30,947,723	9,802,725	6,561,769	48,650,000
直接事業費	1,060,182	29,753,425	8,608,425	5,645,067	45,067,099
管理の経費	277,601	1,194,298	1,194,300	916,702	3,582,901

2. 評価関連経費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (B)	450,000	450,000	450,000	0	1,350,000

3. 合計

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B)	1,787,783	31,397,723	10,252,725	6,561,769	50,000,000

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	特定非営利活動法人YNF		
郵便番号	819-0055		
都道府県	福岡県		
市区町村	福岡市西区生の松原		
番地等	1-7-17-301		
電話番号	092 - 834-2525		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://saigaiynf.org/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/saigaiynf	
設立年月日	2017/07/08		
法人格取得年月日	2018/07/17		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	エザキ タロウ
	氏名	江崎 太郎
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	5
理事・取締役数 [人]	4
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	24
常勤職員・従業員数 [人]	11
有給 [人]	11
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	13
有給 [人]	3
無給 [人]	10
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	72
ボランティア人数(前年度実績) [人]	50
個人正会員 [人]	17
個人その他会員 [人]	5

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	なし

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	中央共同募金「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」 パルシステム連合会「2020年7月豪雨災害 緊急支援募金」 ほか多数

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	住まいの再建支援担い手育成事業
団体名:	特定非営利活動法人YNF
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第24条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第25条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第25条2項
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第25条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第28条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第28条2項
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第30条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第29条4項
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第14条3項
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理に関する規程/定款	第4条/第14条
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第33条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第34条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第34条2項
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第34条3項
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第36条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第36条2項
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第38条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第37条4項
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第15条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第5条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員の報酬等並びに費用に関する規程	第3条、第4条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員の報酬等並びに費用に関する規程	第5条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理に関する規程	<1>
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理に関する規程	<2>
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理に関する規程	<3>
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理に関する規程	<4>
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理に関する規程	<5>
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	就業規則	第19条、20条、21条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理に関する規程	<6>
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理に関する規程	<7>
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反防止に関する規程	第3条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止に関する規程	第3条
(2) 自己申告 「役員員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止に関する規程/就業規則	第4条、第5条/第15条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンスに関する規程	第4条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスに関する規程	第8条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスに関する規程	第9条2条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報システム(ホットライン)に関する規程	第3条及び第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報システム(ホットライン)に関する規程	第12条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第7条、第8条、第9条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第2章第2節、第3章
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第2章第1節
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第5条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第9条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程/文書保存期間基準表	第8条/別表
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第9条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条及び第20条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第10条及び第11条、別表
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第4章
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第3章
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第7章